

## 3 届出を行うにあたって

---

### 3-1 届出にあたって

#### (1) 届出にあたっての留意事項

設置者は、届出にあたって、大規模小売店舗の周辺の状況、都市計画及び中心市街地活性化基本計画等のまちづくりに関する公的な計画並びにそれらに基づく事業の趣旨及び内容について幅広く情報収集し、検討を行う必要があります。

特に、周辺の地域の生活環境への影響については、指針において配慮が求められている事項全般について、あらかじめ十分な調査・予測を行った上で、大規模小売店舗の施設の配置や運営方法について適切な対応を行い、これに基づいて届出を行う必要があります。[指針]

#### (2) 届出書類作成にあたっての留意事項

具体的な届出書類の記載方法や留意点については「7 届出書類等の記載例」及び「8 届出事項及び届出書類等一覧表」を参考にしてください。添付書類を作成・添付する代わりに、協議の終えた「出店計画説明書」を用いることができます。この場合、「登記記載事項証明書」及び「添付書類の各項目（1～12）」の参照箇所を記載した「目次」を添付してください。

#### (3) 設置者が配慮すべき事項について

周辺の地域の生活環境の保持について設置者が配慮すべき事項は、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（以下「指針」という。）に定められています。[法4①]

指針においては、「設置者が配慮すべき基本的な事項」と「大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項」が定められています。[法4②]

したがって、設置者及び小売業者は、大規模小売店舗の新設や大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法の変更等を行う場合は、その社会的責任として、互いに協力し、周辺地域の生活環境の保持のため、この指針を踏まえて適切な対応を行うことが求められています。

さらに、設置者は、大規模小売店舗に小売店舗以外の施設が併設されている場合における小売店舗以外の施設の事業者においても同様の対応が求められている点に留意してください。

## 指針の概要

<p>＜設置者が配慮すべき基本的な事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○大規模小売店舗の立地地点の周辺の状況等に関する情報収集や立地に伴う周辺地域の生活環境への影響の調査・予測等に基づいた適切な対応</li><li>○深夜に営業活動を行う場合のとりわけ慎重な対応</li><li>○周辺地域の生活環境への影響についての調査・予測結果など対応策を講ずるに至った背景事情を地域住民等の多くが参加できるよう配慮した上での説明</li><li>○小売業者以外の事業者も含めた関係者による市の意見への誠意ある対応及び実効ある対応策の誠実な実施</li><li>○開店又は施設変更等の後に、届出時の対応策が不十分であった場合の再調査、再予測、追加対策等の適切な対応</li></ul>	
<p>＜大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関して配慮すべき事項＞</p> <p>○<u>駐車需要の充足等交通に係る事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・併設施設を含めた施設全体としての駐車場の必要台数の確保</li><li>・効率的な駐車場形式、出入口の数及び位置</li><li>・駐輪場の必要台数の確保</li><li>・荷さばき施設の整備</li><li>・来退店経路の設定 等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○<u>騒音の発生に係る事項</u><ul style="list-style-type: none"><li>・発生防止、緩和のための対策</li><li>・実態と著しい乖離が生じている場合の事後の対策 等</li></ul></li><li>○<u>廃棄物等に係る事項</u><ul style="list-style-type: none"><li>・併設施設を含めた施設全体としての保管施設の必要容量の確保</li><li>・市の施策との整合性の配慮</li><li>・悪臭の発散や汚水の流出防止のための適切な対策 等</li></ul></li><li>○<u>街並みづくり等への配慮</u></li></ul>

### 3-2 報告の徴収

市は、届出事項等について、必要に応じて、設置者又は当該大規模小売店舗において小売業を行う者に報告を求めることができることとなっています。〔法 14〕〔政令 4〕

したがって、設置者においては、届出の前提となった指針に基づく周辺的生活環境への配慮の状況等について、的確に把握し、整理しておく必要があります。